

旧薬事法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

○旧薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>別表第一の二（第百五十五条関係）</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 その他の医薬品であつて、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(48)（略）</p> <p>(49) (一)―(R)―ニ―アミノ―三―(三―ヒドロキシプロピルチオ)プロピオン酸（別名フドステイン）及びその製剤</p> <p>(50) 八―「(三R)―三―アミノピペリジン―一―イル」―七―(ブタ―ニ―イン―一―イル)―三―メチル―一―「(四―メチルキナゾリン―ニ―イル)メチル」―三・七―ジヒドロ―H―プリン―ニ・六―ジオン（別名リナグリプチン）及びその製剤</p> <p>(51)   二―(六―「(三R)―三―アミノピペリジン―一―イル」―三―メチル―ニ・四―ジオキソ―三・四―ジヒドロピ</p>	<p>別表第一の二（第百五十五条関係）</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 その他の医薬品であつて、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(48)（略）</p> <p>(49) (一)―(R)―ニ―アミノ―三―(三―ヒドロキシプロピルチオ)プロピオン酸（別名フドステイン）及びその製剤</p> <p>(新設)</p> <p>(50)   二―(六―「(三R)―三―アミノピペリジン―一―イル」―三―メチル―ニ・四―ジオキソ―三・四―ジヒドロピ</p>

リミジン―(二H)―イル〕メチル)ベンゾニトリル(別  
名アログリプチン)、その塩類及びそれらの製剤

(52)  
↳  
(266)  
(略)

(267) |  
七―ジエチルアミノ―五―メチル―S―トリアゾロ〔一・  
五―a〕ピリミジン(別名トラピジル)及びその製剤

(268) |  
五―(一R)―二―〔(五・六―ジエチル―二・三―ジ  
ヒドロ―H―インデン―ニ―イル)アミノ〕―ヒドロ  
キシエチル〕―八―ヒドロキシキノリン―二(一H)―オン  
(別名インダカテロール)又はその塩類の製剤であつて一個  
中五―(一R)―二―〔(五・六―ジエチル―二・三―ジ  
ヒドロ―H―インデン―ニ―イル)アミノ〕―ヒドロ  
キシエチル〕―八―ヒドロキシキノリン―二(一H)―オン  
として一五〇 $\mu$ g以下を含有するもの

(269) |  
ジエチルスチルベストロール、ヘキセストロール、ジエネ  
ストロール、ベンゼストロール、クロロトリアニセン、七―  
メチルデヒドロドアシイ酸、二―〔パラ―(二―クロル―  
・二―ジフェニルビニル)―フェノキシ〕―トリエチルアミ  
ン(別名クロミフェン)、それらの塩類及びそれらの製剤。

リミジン―(二H)―イル〕メチル)ベンゾニトリル(別  
名アログリプチン)、その塩類及びそれらの製剤

(51)  
↳  
(265)  
(略)

(266) |  
七―ジエチルアミノ―五―メチル―S―トリアゾロ〔一・  
五―a〕ピリミジン(別名トラピジル)及びその製剤

(新設)

(267) |  
ジエチルスチルベストロール、ヘキセストロール、ジエネ  
ストロール、ベンゼストロール、クロロトリアニセン、七―  
メチルデヒドロドアシイ酸、二―〔パラ―(二―クロル―  
・二―ジフェニルビニル)―フェノキシ〕―トリエチルアミ  
ン(別名クロミフェン)、それらの塩類及びそれらの製剤。

ただし、外用剤を除く。

(270) |  
↳ (457) |  
(略)

(458) |  
(E) | — | 「ビス (パラフルオロフェニル) メチル」  
| 四 | (三) フェニル | (二) プロペニル | ピペラジン (別名  
フルナリジン)、その塩類及びそれらの製剤

(459) |  
(N・N) | — | 「ビス (カルボキシメチル) アミノ」  
| エチル | グリシナト (五) | 亜鉛酸 (三) | 三ナトリウ  
ム (別名ペンテト酸亜鉛三ナトリウム) 及びその製剤

(460) |  
(N・N) | — | 「ビス (カルボキシメチル) アミノ」  
| エチル | グリシナト (五) | カルシウム酸 (三) | 三ナ  
トリウム (別名ペンテト酸カルシウム三ナトリウム) 及びそ  
の製剤

(461) |  
(—) | — | (S) | — | N・N' | — | 「ビス (二) ヒドロキシ | — | (ヒド  
ロキシメチル) エチル」 | — | (二) | (四) | (六) | トリヨード | — | (五) | ラ  
クトアミドイソフタルアミド (別名イオパミドール) 及びそ  
の製剤

ただし、外用剤を除く。

(268) |  
↳ (455) |  
(略)

(456) |  
(E) | — | 「ビス (パラフルオロフェニル) メチル」  
| 四 | (三) フェニル | (二) プロペニル | ピペラジン (別名  
フルナリジン)、その塩類及びそれらの製剤

(新設)

(新設)

(457) |  
(—) | — | (S) | — | N・N' | — | 「ビス (二) ヒドロキシ | — | (ヒド  
ロキシメチル) エチル」 | — | (二) | (四) | (六) | トリヨード | — | (五) | ラ  
クトアミドイソフタルアミド (別名イオパミドール) 及びそ  
の製剤

(462) |  
↳  
(466) |  
(略)

(467) |  
(+) | 二 | ~ (一 R) | — | 三 | — | 「ビス (一—メチルエチル) ア  
ミノ」 | — | — | フェニルプロピル | — | 四 | — | メチルフェノール (—  
別名トルテロジン) 、その塩類及びそれらの製剤

(468) |  
ビス (二—五—メトキシ—二— | 「(S) | — | (四—メトキシ—三  
・五—ジメチルピリジン—二—イル) | メタンスルフィニル」  
— | H— | ベンズイミダゾール— | — | イル | — | (別名エソメプラ  
ゾール) 、その塩類及びそれらの製剤

(469) |  
ヒト下垂体細胞に由来するヒト TSH—cDNA の発現に  
より、チヤイニ—ズハムスター卵巣細胞で産生される二百十  
個のアミノ酸残基からなる糖たん白質 (別名ヒトチロトロピ  
ン—アルファ (遺伝子組換え) ) 及びその製剤

(470) |  
↳  
(633) |  
(略)

(458) |  
↳  
(462) |  
(略)

(463) |  
(+) | 二 | ~ (一 R) | — | 三 | — | 「ビス (一—メチルエチル) ア  
ミノ」 | — | — | フェニルプロピル | — | 四 | — | メチルフェノール (—  
別名トルテロジン) 、その塩類及びそれらの製剤

(新設)

(464) |  
ヒト下垂体細胞に由来するヒト TSH—cDNA の発現に  
より、チヤイニ—ズハムスター卵巣細胞で産生される二百十  
個のアミノ酸残基からなる糖たん白質 (別名ヒトチロトロピ  
ン—アルファ (遺伝子組換え) ) 及びその製剤

(465) |  
↳  
(628) |  
(略)